

## 建築基準法施行細則の一部改正の概要

### 1 改正の概要

建築基準法の一部改正（2018年6月27日公布、2019年6月25日施行）及び建築基準法施行令の一部改正（2019年6月19日公布、同月25日施行）に伴う規定の整理

### 2 改正の理由

- (1) 建築基準法の一部改正により、前面道路から後退して壁面線の指定を行った場合等における建蔽率の緩和の規定が追加されたことに伴うもの
- (2) 建築基準法の一部改正により、建築物の用途を変更して一時的に他の用途の建築物として使用する場合の制限の緩和の規定が設けられたことに伴うもの
- (3) その他建築基準法及び建築基準法施行令の一部改正による規定の整理

### 3 改正の内容

- (1) 建築基準法施行令第16条の一部改正に伴う規定の整理（第3条第2項の表関係）
- (2) 建築基準法第87条の2が第87条の4に条ずれしたことに伴う規定の整理（第4条第2項表、第8条第1項、第14条第1項及び第2項並びに第24条関係）
- (3) 壁面線の指定による場合等における建蔽率の緩和の許可（建築基準法第53条第5項）及び建築物の用途を変更して一時的に他の用途の建築物として使用する場合の制限の緩和を受けるための許可（建築基準法第87条の3）の申請書に添付すべき図書を定める（第12条の表（一）項関係）。
- (4) 建築基準法第67条の3が第67条に条ずれしたことに伴う規定の整理（第12条の表（一）項関係）
- (5) 建築基準法施行令第129条の2の3の削除に伴う規定の整理（第12条の2第2項表（二）項関係）

### 4 施行期日

公布の日